

◇◇ 利用料金のご案内 ◇◇

従来型個室

第三静光園短期入所生活介護事業所
令和7年4月1日改正

※所得段階、要介護度別に利用者負担が異なります。

利用者負担段階	対象条件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方
第3段階 ①	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が概ね80万円超120万円未満の方）
第3段階 ②	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が概ね80万円超155万円未満の方）
第4段階	・上記以外の方

ご利用1日当たりの料金

負担項目	算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1)サービス利用に係る自己負担額	従来個室	528	655	717	796	881	962	1,041	
(2)食費自己負担額（保険外）	第1段階							300	
	第2段階							600	
	第3段階①							1,000	
	第3段階②							1,300	
	第4段階							1,700	
(3)居住費自己負担額（保険外）	従来型個室	第1段階						380	
		第2段階						480	
		第3段階①						880	
		第3段階②						880	
		第4段階						1,231	
[(1)+(2)+(3)]	従来型個室	第1段階	1,208	1,335	1,397	1,476	1,561	1,642	1,721
		第2段階	1,608	1,735	1,797	1,876	1,961	2,042	2,121
		第3段階①	2,408	2,535	2,597	2,676	2,761	2,842	2,921
		第3段階②	2,708	2,835	2,897	2,976	3,061	3,142	3,221
		第4段階	3,459	3,586	3,648	3,727	3,812	3,893	3,972

※単位は全て円です。また、上記以外に医療費及び私的物品購入に係る費用が発生します。

なお、(1)には処遇改善加算Ⅱ・看護体制加算ⅠⅡ・サービス提供体制加算Ⅲが含まれています。

食事は実際に喫食された食事ごとの請求になります。ただし、利用予定があり、キャンセルなどが生じた場合、食事代をいただくこともあります。

送迎をご利用の場合は上記に加え184単位（片道）をご負担いただきます。